

第6 移動式消火設備に関する設置基準（沖縄県予防事務担当者会議確認事項）

二酸化炭素、ハロゲン化物、粉末消火設備で移動式消火設備を設置できるのは、次のいずれかに該当すること。

- ① 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場で、周壁がなく、柱のみである部分
- ② 越屋根構造その他これと同等以上の排煙上有効な開口部を有すると認められる場合
※排煙上有効な開口部の面積の合計が床面積の15%以上
- ③ 壁体があるものについては、次の（ア）又は（イ）に該当し、かつ、（a）から（e）に該当すること。

（ア） 壁面のうち、1の長辺を含む2面以上が外気に接する常時開放された開口部を有する場所。

（イ） 長辺の1辺が外気に接する常時開放された開口部があり、かつ、他の1辺の壁体の面積の2分の1以上が外気に接する開口部が存する場所。

（a） 常時開放された開口部の面積の合計が、当該床面積の合計の20%以上であること。

（b） 開口部の上部に垂れ壁、梁等がある場合は、その下端は天井から50cm以内であること。

（c） 開口部の下部に腰壁がある場合は、その上端は、床面から1.2m以下の高さであること。

（d） 開口部の天井面（垂れ壁等がある場合は、その下端）から床面（腰壁がある場合は、その上端）などの高さは1m以上であること。

（e） （ア）の2辺又は1辺の常時開放された部分の長さは、当該1辺の壁面の長さの4分の3以上であること。

- ④ 原則として、地階は認められない。ただし、次の掲げる基準で、かつ、火災の際、有効に排煙でき、安全に消火活動できる場合にあつては、この限りでない。

（ア） 奥行きが7.5m以内の駐車場で出入口が直接外気に接して開放されている場合。

（イ） 長辺及び短辺の排煙上有効な開口部が当該床面積の30%で、かつ、隣地境界線から水平距離が1.0m以上の場合。

※ 有効に排煙できるとは、有効な排煙装置（5回毎時以上の排煙能力）を有するもので、当該装置を外から手動又は遠隔操作できるものをいう。

※ 安全に消火活動できるものとは、開口部が1面のみにある場合や壁面の下方部のみにある場合等開口部が偏在する等で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火できず、又は安全に避難できないおそれのあるものをいう。